

舞 鶴 総 第 34 号
令 和 6 年 5 月 29 日

舞鶴市議会議長

上 羽 和 幸 様

舞鶴市長 鴨 田 秋 津
(公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について
(報告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

記

専 決 処 分 書

専決第6号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和6年5月23日

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

1 損害賠償の額

55,000円

2 事件の概要

市職員が市所有自動車から降車しようとした際、運転席のドアが強風にあおられて勢いよく開き、隣に駐車中の相手方自動車に接触し、相手方自動車を損傷させた。

3 発生年月日

令和6年3月18日

4 発生場所

舞鶴市田中町地内

コメリハード&グリーン舞鶴田中店駐車場